

經濟論叢

第十二卷 第三號

- ルール炭鉱労働力の存在形態……………大野英二 1
- イギリス最低賃金制発展過程の一考察(二)
……………前川嘉一 28
- 社会政策と社会保障……………與田 桓 50
- 十九世紀におけるアメリカ労働日思想
についての一考察……………小林英夫 63
-

昭和三十三年九月

京都大學經濟學會

社会政策と社会保障

——孝橋理論批判——

與田 柁

目次

- 一、労働政策と社会政策
 - I 孝橋理論の要旨
 - II 「賃銀労働の再生産」
 - III 労働政策を社会政策と同一視することから生ずる孝橋理論の内部矛盾
 - IV 譲歩と抑圧
- 二、社会政策から社会保障へ
 - I 社会政策の「変容」
 - II 社会保障

はし が き

戦後、昭和二四年頃から四、五年のあいだ、社会政策研究者によって行われた社会政策の本質に関する論争は、多くの遺産

を残して終息したかのようにみえた。しかるに、最近、この論争の成果を無視するような理論的混乱が、あちこちに現われている。

社会政策の本質を正しく把握することは、実は、社会保障の本質を理解することでもあり、このことは、社会保障制度の確立が当面の課題となっているわが国においては、極めて実践的意義を有している。

本稿は、社会政策を賃金労働の再生産策と規定する社会政策論を批判し、かかる社会政策論を以てしては、社会保障の本質把握が不可能であることを明らかにしようとするものである。

一、労働政策と社会政策

社会政策が労働政策の一形態であることは、こんにち、博物

館において見出されるにすぎない倫理的な社会政策論者や論壇社会主義の流れを汲む観念的な社会政策論者でないかぎり、最早これを疑うものは殆んどいない。

しかるに、孝橋正一氏は、「社会政策理論の反省と批判——岸本理論の批判を媒介として——」なる論文において、この伝統的概念に対して大胆な挑戦を試みておられる。

I 孝橋理論の要旨

岸本英太郎氏が、「社会政策は、労資の階級関係の安定を通じて（階級闘争の抑制緩和によって、といいかえてもよい）産業平和を確保・維持するために（社会政策の本質における政治的——社会的契機）、國家の法的強制によって行われる資本による労働力の価値取奪に対する抑制緩和策（社会政策の本質における経済的契機）である」（岸本著「窮乏化法則と社会政策」・一九五五年刊・五五頁）と定義されるのに対して、孝橋氏は大体以下のような批判をなされる。

「『窮乏化法則と社会政策』における岸本氏の理論では——引用者）、社会政策の政治的——社会的必然（……）は、……社会政策の本質そのものなかにとり入れられている。しかもそのとり入れ方ないし説明原理は、『政治関係の安定を通して産業平和を確保・維持するために』——そのことが剰余価値の生産を安定化させるのであるが——という譲歩の政治的目的にもとめ、そのために『資本による労働力の価値取奪』に対す

る國家的抑制緩和策という経済的手段がとられるのである。ここでは岸本理論は、政治的目的と経済的手段との結合において社会政策の本質が構成されていると見ている。」

「しかし社会政策の本質が、まさにその存立の根底において本質的に、社会的——経済的統一において把握されなければならないという事は、それを欠いては社会政策が存立できない核心的なもの、その要因と要因の総体が、社会的（政治的）——経済的統一において説明されなければならないことを意味している。岸本理論という本質における政治的契機は、目的的には自己同一的に経済的であり（政治——階級関係の安定——産業平和の確保）、同様の経済的契機は、手段的には自己同一的に政治的であるはずである（國家的手段による労働力価値取奪の抑制緩和）。このような意味と含みをもって、社会的（政治的）——経済的統一が理解されることが正しい」のであるが、「岸本理論においては……社会政策の本質における対象的契機である労働力の保全を、賃銀労働の再生産として発展的に理解しようとする……あえてそれ（労働力の保全——引用者）を社会政策の内容に位置づけ、本質規定からしりぞけることによつてその本質論を形成しているのである」（孝橋稿、『社会政策理論の反省と批判』へ社会問題研究・第七巻第一号・一九五七年二月）五〜七頁、傍点引用者）。

社会政策の本質を「労働力の保全」にもとめる大河内理論

は、生産力説的誤謬の代名詞のように考えられているが、「労働力の保全」を「賃金労働の再生産」という意味に拡大するならば、社会政策の本質を社会的契機と経済的契機との真の意味での統一として把握できることとなり、大河内理論の弱点を克服することが可能となる。このように、社会政策の本質を賃金労働の再生産と規定すれば、「抑圧的社会政策もまた、労働者を賃金労働者として再生産することを本質と」するものであるから、「まぎれもなく社会政策の一環を形成するものである」(前掲論文、一七頁)。

以上が、孝橋理論の要旨であるが、要するに、労働者に対する抑圧政策を社会政策概念に包含せしめようとするのが、氏の中心的論点をなしている。

II 「賃金労働の再生産」

前述の如く、孝橋理論では、「社会政策の本質は賃金労働の再生産」であるとされ、この規定が孝橋氏の社会政策本質論の基底的命題となっているため、まずこの問題を簡単に検討しよう。

大河内氏が、社会政策の本質を「労働力の保全」と規定されるとき、それが賃金労働力の保全を意味していることは疑う余地がない。従って孝橋理論が大河内理論と異っているのは、「保全」の代りに「再生産」ということばが使用されている点である。

ところで、大河内理論でいう「(賃金)労働力の保全」は、賃金労働力の順当な再生産という意味で用いられているが、孝橋理論でいう「賃金労働の再生産」はこれとは全く意味を異にしているようである(大河内著「社会政策の経済理論」三一頁参照)。

賃金労働の再生産とは、もともと、資本の運動そのものの一面にはかならない。すなわち、資本の運動(創出・増大、総じて再生産)の過程は、同時に、賃労働の創出・増大(再生産の過程を含んでいる。本源的蓄積過程において典型的にみられるように、それは国家権力(その他の外的強力)を楨杵として遂行されるとはいへ、「賃金労働の再生産」という概念は、前述の如き意味においては、すぐれて経済的な概念である。

孝橋氏が「賃金労働の再生産」ということばを如何なる意味に用いておられるかは必ずしも明確ではないが、わたくしの理解するところでは、労働者を賃金労働者として再生産すること、換言すれば、賃金労働者を賃金労働者として体制的枠のなかに置きとめておくこと、という意味に使用しておられるようである。^{*}

* 「収奪される労働者の抵抗は、しばしば資本主義における階級関係の安定といわゆる産業平和を攪乱するものとなり、さらにすすんで資本主義的秩序そのものの破壊と超克の方向をとることによつて、労働力(賃金労働者)の再生産への

さまざまとなつている」(前掲論文一〇頁、傍点引用者)。

もし、わたくしの理解が誤つていないならば、孝橋理論という「貨幣労働の再生産」なる語は、本来の経済的範疇を越えて、政治的範疇として用いられていることとなる。かくて、孝橋理論によれば、社会政策とは、体制維持策そのもの、すなわち資本主義体制を維持するための国家の政策(せいぜいそのうちの労働政策)ということとならざるをえない。

これは、わが国の社会政策理論を、少くとも三〇年の昔に逆転させることにはかならないし、社会政策の本質における政治的契機と経済的契機との統一という課題が、かかる素朴な政治主義的社會政策論で克服されえないことは明らかである。

Ⅲ 労働政策を社会政策と同一視することから

生ずる孝橋理論の内部矛盾

労働政策一般を社会政策と同一視することの当然の結果として、孝橋理論では、労働者に対する抑圧も社会政策と称せざるをえないこととなる。

弾圧―抑圧と社会政策との関連については後にふれることとし、ここでは、孝橋氏自身の理論体系のなかににおける論理的混乱―矛盾を指摘しておこう。

孝橋氏は、かつて、この国の社会事業論の理論的水準を大いに高からしめた「社会事業の基本問題」(一九五四年刊)なる名著において、社会的諸問題を基底的―本質的課題と派生的―

関係の課題とに分類し、前者に対応する社会的対応策を社会政策、後者に対応するそれを社会事業と規定された。

かかる規定の仕方に対して、かつてわたくしは、不満の意を表明したことがあるが、それはともかく、社会政策にせよ社会事業にせよ、社会的問題に対する社会的対応策というからには、それらは、当然、これらの社会的諸問題を背負った人々に対する救済策―保護策のみを意味するものとわたくしは理解していた。そして、孝橋氏の社会事業論の体系は、この前提の上に組立てられているものと理解していたのであるが、これはわたくしの誤解だったのだろうか(尤も、孝橋氏は同書でも、社会政策を讓歩と抑圧との二面において捉え、讓歩としての社会政策を補充するものとして社会事業を規定しておられる)。

さらに、孝橋氏は、わたくしがいま批判の対象としている論文においても、「私の思考では、資本主義的生産方法にはめこまれた労働力―労働者として、それ(社会政策―引用者)が貨幣労働力の保全(それはそのまま貨幣労働者の保護とよびかえても差支えはない)を国家的に防衛するかぎりでは、それはそのまま社会政策の本質が経済的に表現されていることを意味する……」(前掲論文、七頁、傍点引用者)と述べておられる。

孝橋氏は、ここでは明らかに、社会政策を労働者保護とし

て把握されている。論理的混乱と称するほかはない。

尤も、前述の如く、孝橋氏は、「賃銀労働力の保全」と「賃銀労働（力）の再生産」とは同義ではなく、前者はこれを労働者保護と呼んでもよいが、後者には保護のみならず抑圧も含まれていると主張されるであろう。

だが、この場合には、孝橋氏は他の論理的矛盾に遭遇せざるをえない。すなわち、氏は、社会政策を労働者保護と規定することによりはじめて、「それ（ここでは労働者保護——引用者）はそのまま社会政策の本質が経済的に表現されていることを意味するし、またそれが同時的・自己同一的に、資本主義的生産関係のもとにおける階級の支配と安定を保障するかぎりにおいては、社会政策の本質が政治的（社会的）に表現されていることを意味する」（前掲論文七頁）と主張することができたのである。

しかるに、賃銀労働の再生産が、労働者の保護ではなくて労働者の抑圧を志向する場合には、孝橋氏は社会政策の本質における経済的契機を何に求められるのであろうか？ ここで経済的契機は吹っ飛んでしまふ影も形も見えなくなるではないか。従って、孝橋氏は、「それ（この場合には、労働者に対する抑圧——引用者）はそのまま社会政策の本質が経済的に表現されていることを意味する」と主張することは、最早、不可能となり、社会政策を政治的契機と経済的契機との統一において

把握しようとする氏の立場は、根柢から崩壊せざるをえないこととなる。^{*}

要するに、孝橋氏にとっては、何れを選択するにせよ、氏が論理的混乱と矛盾に直面せざるをえないことは明らかである。

* この場合、両契機を統一的に把握するために孝橋氏に残されている唯一の逃げ道は、恐らく、経済的契機を剰余価値という点に求めることであるように見える。しかもこれには二つの方向がある。

第一には、経済的契機を剰余価値の確保（安定化）という一点にしぼつてしまう方向、この立場が孝橋氏の理論体系を根柢から崩してしまふことは明白であるが、このことは孝橋理論にとつてはむしろ名譽を意味する。

第二には、経済的契機を、労働者保護と剰余価値確保との二点に求める方向、しかし、労働者保護と剰余価値確保という本来異質的なものを、経済的契機の内容に包含せしめることは、形式論理的にも不可能である。尤も、剰余価値の確保ということばを広い意味に解すれば、この点だけは克服出来るが、これは前記の第一の方向そのものとなる。いづれにせよ、孝橋氏にとつては、抜け道は残されていない。

ついでに、社会政策の本質における経済的契機ということの意味を明らかにしておこう。

孝橋氏が、『社会政策が労働者保護を国家的に防衛するか

きりでは、それはそのまま社会政策の本質が経済的に表現されていることを意味する」と云われるとき、この立言そのものは正当であるが、如何なる視点に立つてこのように述べられるかは明瞭ではない。

労働者保護は主として労働者の経済的狀態に影響を与えるという漠然とした意味で、これを経済的契機として考えおられる程度ではないか、とわたしは推測する。

われわれは、経済的契機を価値視点において捉えようとする。従つて、労働者保護を経済的契機とみるのは、価値収奪の抑制緩和という表現でもわかる如く、それが価値関係そのものの表現にはかならないからである。孝橋理論の致命的欠陥は、価値視点が無視されている点にあるように思われる。

IV 讓歩と抑圧

「社会政策が国家的強制による労働者の保護政策にはかならないことが、社会政策概念の伝統となつてきたことについては、何人も異存はないであろう」（前掲論文、二三頁、傍点引用者）と自から述べておられる孝橋氏は、抑圧政策を社会政策概念のなかにとり入れることによつて、いかなる理論的・実践的成果を期待しておられるのであるか、全く了解に苦しむところである。

社会政策のなかに抑圧政策を包含せしめることによつてもたらされる理論的矛盾については既に述べたので、ここでは、社

会政策と抑圧との関係を簡単に規定するにとどめる。

社会政策が「飴と鞭」の政策と呼ばれてきたことは事実であるが、これは孝橋氏も認められるように「一つのたとえ」にすぎず、正確には、「鞭つきの飴」と理解すべきであり、この飴こそが社会政策にはかならない。飴がしばしば鞭をともなつて与えられるという理由で、社会政策を「飴と鞭」の政策だと規定したところで、それは何ものをも説明することはできない。

* 社会政策を貸銀労働の再生産策、すなわち「飴と鞭」の政策と規定することは、実は、何ものをも規定しないことと同じである。というのは、かかる規定からは、例えば団結権や争議権の附与も社会政策であるが、それらの別奪も同様に社会政策である——孝橋理論によれば、いずれも貸銀労働の再生産策にはかならないのだから（前掲論文、七・一〇・一七—二〇頁）——という結論が生ずるのみだからである。

体制維持のための国家的政策、従つて労働政策は、本来的・基本的には抑圧政策であるため、資本主義社会においては、いかなる時代にも、抑圧政策は必ず存在する。しかも、讓歩（価値収奪の抑制緩和）は、当時の社会的経済的諸条件のなかにおける——階級闘争を緩和し産業平和を確立するかぎりでの——一定程度の讓歩にすぎず、一〇〇%の讓歩ということとはありえない。換言すれば、われわれが讓歩という場合、それは常に階級関係の緊張を緩和するための一定限度での讓歩を意味するに

すぎない。しかし、このように譲歩が絶えず抑圧によってその内容を制約されているからといって、両者の間に横わっている本質的差異を見落すことは大きな誤りである。

孝橋氏が例として列挙されている一七九九年・一八〇〇年のイギリスにおける団結禁止法や、わが国の公務員法における団体交渉権および労働争議権の否認等々は、社会政策ではなく、まさに社会政策による譲歩を拒否——剝奪するところの労働政策である。

かくの如く、労働政策は譲歩と抑圧という二つの相反する方向をもっているが、このうちの譲歩の面のみを、われわれは社会政策と呼んでいるし、伝統的概念もこれを支持している。なかに、譲歩と抑圧という二つの対策は、同一の制度や法律のなかに、からみあつて存在していることが多いが、このことはなにも阿者を概念的に同一の範疇で捉えねばならないことを意味するものではない。もっと厳密にいえば、阿者を同一の範疇で検討することも必要ではあるが（すでに明らかな如く、この場合は、労働政策として取扱えばよい）、譲歩の内容のみを取り出して、これを科学的に吟味することはそれらに劣らず重要な課題である。われわれが、譲歩の面のみを社会政策と呼ぶのは、このような理由にもとづくものであり、^{***}「社会政策の伝統が、労働力の保全ないし労働者保護の国家的政策として、いわゆる給の論理を解明することに重心をかけてきた」（孝橋氏の

ことは、前掲論文一四頁）のと同様の理由にもとづくものである。

とまれ、社会政策ということばで孝橋氏が理解されるものは、われわれが労働政策と呼んでいるものと同じ内容のものである。

孝橋氏は、労働政策なることばを如何なるものとして理解しているのか——従つて労働政策と社会政策との関係をどのように考へているか——を説明すべきである。そして孝橋理論という「社会政策」が、われわれの理解している「労働政策」と同一のものだとすれば、なぜ、労働政策という既存の用語を避けて、ことさらに「社会政策」概念を拡張してこれに代える必要があるのか——を孝橋氏は説明する義務があるだろう。

* 労働政策には、譲歩（価値収奪の抑制緩和）や抑圧（譲歩の制限——剝奪）とは直接無関係なものも存在する。

** 孝橋氏は、一つの法律や制度はこれを同一の範疇で律すべきだとの先入概念にとらえられているようである。

「ところが岸本教授の考え方から推論すると、たとえば国家公務員法における団結権の承認は社会政策であつても、労働争議権の否定は社会政策ではないということになるし、また労働組合法や労働関係調整法が、団結権、団体交渉権および労働争議権を一般的にみとめるかぎりでは社会政策であるが、同じ法律のなかで公益事業の争議行為を制限し、緊急調

整の行動にでるかぎりでは、社会政策の概念から排除すべきものといふことになるであろう」(前掲論文二〇頁)。

ある意味では、その通りである。このようにみても、そこにはなんの不都合も生じないではないか。

既述の如く、譲歩は常に一定限度内における——それ故に抑圧によつて制限されたる——譲歩にしかならないために、このような事態が生ずるわけである。

だが、このことは、孝橋氏の如く、「抑圧・弾圧が譲歩の制限的条件である」ということは、意味的には、抑圧・弾圧もまたある意味で譲歩の内容をなす」(前掲論文二〇頁)といふことを意味するものではない。『抑圧・弾圧が譲歩をなす』とは?!

抑圧が譲歩の制限的条件であるといふことは、次のように理解すべきである。

抑圧―弾圧には、一度譲歩したものを剥奪する場合と抑圧が以前から存在していた場合とがあるが、労働者階級にとつては、この譲歩部分を確保―拡大し、抑圧部分を譲歩部分に転化させることが重要な課題となる。従つて、われわれが、譲歩を内容とする社会政策を究明する場合、抑圧部分を機械的に切り離して、譲歩部分のみを取上げるといふことは間違ひである。すなわち、『抑圧が譲歩の内容をなす』のではなく、譲歩の内容を確保しその論理的構造を究明するといふ観点か

ら、譲歩の内容を制約するものとしての抑圧の内容が、われわれの関心事とならねばならない。

このことは、抑圧を、社会政策概念そのもののなかに含めしめねばならないといふことは全然別個の問題である。

*** この表現は、誤解を招く恐れがあるが、前記の*の後半部分を注意して読んで頂きたい。

*** このことの背後には、少くとも、次のような三つの事実が横たわつてゐる。

第一。もともと資本家階級の権力執行機関であると考えられていた資本制国家が、資本の利益に反するとみえる労働者保護策(社会政策)を実施せざるをえなくなつたのはなぜであるか、一見パラドクシカルに思われるこの事態のなかには如何なる論理が存在しているか、を究明しようとして登場―成長してきたのが、社会政策学の伝統である。

第二。「譲歩と抑圧の論理」とは別個に「譲歩の論理」が存在し、それに個々の法則性が見出されるならば、われわれはこれを科学としての経済学の部門とすることが出来るし、そうしなければならぬ。

第三。「譲歩」の論理的意義を究明することは、労働諸条件の改善を求めて闘つてゐる労働者運動にとつて、極めて重要な意義を有している。

二、社会政策から社会保障へ

次に、前述の如き社会政策論を展開された孝橋氏は、社会保障をどのように位置づけられているか、を検討せねばならぬ。

孝橋理論によれば、「社会保障は独占資本主義の社会政策そのものであり、いわば『拡充された社会政策』である」(前掲論文二五頁、傍点引用者)。如何なる論理的操作にもとづいて、かかる結論が生じてくるかを、以下簡単に検討するつもりであるが、ここでは孝橋理論は混乱の極に達しているため、わたしの叙述もいささか混乱せざるをえない。

I 社会政策の「変容」

孝橋氏は、「社会政策が國家的強制による労働者の保護政策にほかならないことが、社会政策概念の伝統となってきたことについては、何人も異存はないであろう」ということを自から認めながら、それにも拘らず、「資本主義の発展とそれにともなう変化に即応して、社会政策概念を創造的に意味づけることが、その伝統を生かす真の道でなければならぬ」(前掲論文二三頁、傍点引用者)として、これを次のように説明される。

「資本主義の発展が、独占的段階とりわけ一般的危機の段階にはいけると、資本主義的生産方法と生産関係の矛盾は、いよいよはげしいものとなってあらわれる。」そのため「労働者を賃

銀労働者として再生産することに本質をもつ社会政策の具体的実践に多くの変化をもたらす」こととなる(前掲論文二一頁)。

そしてこの社会政策の「変容」は二つの側面においてあらわれる。すなわち、

- (1) 「工場法—労働基準法の制定と拡充、最低賃金制度の創設……社会保険制度の採用と拡張、したがって社会保障制度の表現など、総じて改良主義的立法による賃銀労働者の再生産の保障(明らかに労働者保護を意味する——引用者)……とその拡充ないし整備・統一がはかられるというのが、その変容の一面である」

- (2) 「これとやらんで、労働組合運動に対しては、その抑圧政策を強化しつつ(……)、労働組合幹部の労働貴族化および買収、さらに職線分裂の手段をもって(……)、階級闘争における弱体化をはかっているが、また同時に労働者に対して社会的理念への期待をよびさせながら、その実資本主義のくさりに彼らをつなぎとめる経営参加の各種形態(……)、その他の労資協調制度によって、労働者階級をなだめることによって、賃銀労働者の再生産を保障しようとするものにほかならないが、それはまた社会政策の変容の他の側面にほかならない」(前掲論文二一—二二頁、傍点引用者)。

第一の変容が譲歩―労働者保護を内容とすることは疑いないが、第二の変容が労働者に対する抑圧のみを意味するものか、それとも譲歩と抑圧を意味するものか、孝橋氏の文章を読んだだけでは断定できないが、変容を二つの側面において捉えようとする孝橋氏の意図を考量するならば、第二の変容は抑圧―弾圧のみをその内容とするものであると解すべきであろう。

(a) 第一の解釈

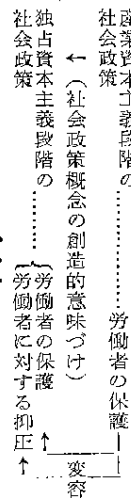
かかる解釈が正しいならば、孝橋氏は譲歩と抑圧とをともに、それぞれ社会政策の変容として捉えておられることとなる。変容したというからには、変容しなかつた本来的なものも存在していた筈であろう。孝橋氏はこの本来的社会政策の存在を認められるのであるか？ 認めるとすれば、それは如何なるものなのか？

前節で述べた如く、孝橋理論によれば社会政策は、譲歩と抑圧とを含んだ賃銀労働の再生産策である。かかる規定からすれば、前掲引用文で述べられている変容の二つの側面は、毫も変容ではなく、社会政策の内容そのものにはかならない筈である。

(b) 第二の解釈

孝橋氏がかかると幼稚な矛盾を犯される筈はないと思われるので、わたくしは、孝橋氏の意図は、第二の変容を強調することにあったものと解釈せざるをえない。そうすると、孝橋理論

は次の如き図式で示すことができるであろう。



わたくしが、このように無理な解釈を与える根拠は、孝橋氏が「……産業資本の生成発展から成熟期にかけては、……産業資本のあらゆる収奪や個別資本の盲目的な利潤慾から労働力をまもることが、社会的総資本の権力的表現にはかならない国家にとって、最大で最高の関心事であり任務であった。……この段階においても、……抑圧立法……も同時に存在していたことは事実であるが、社会政策にとっての、意味的および現実的な重みが前者(労働者保護―引用者)にかけられていたことはいうまでもない。」と述べておられるからである。(前掲論文 三三頁)。

くどいようであるが、この文章を要約すれば、産業資本主義段階の「国家にとって、最大で最高の関心事であり任務」であったものは、労働者保護であった、ということになる。

果してそうだろうか？ 歴史は、まさに反対の事実を示している。明治後期―大正時代の国家にとって、労働者抑圧よりも労働者保護の方が、「最高で最大の関心事であり任務」であったという根拠はどこにあるか。治安警察法―治安維持法を中

心とする弾圧政策よりも、骨抜き的工場法の制定による労働者保護策が、当時の国家権力にとって「最高で最大の関心事で任務」であったとは！

また、当時の工場法による労働者保護よりも、こんにちの労働諸立法による労働者保護の方が、階段の進歩をなしている事実、ならびに治安警察法を中心とした当時の弾圧政策が今日の弾圧諸立法にくらべて、著しく惨忍苛酷なものであった事実——これらの事実を、孝橋氏はどのように考えておられるのであろうか。

産業資本主義時代においては、弾圧政策は（当時の労働者保護策にくらべても、またこんにちの弾圧策にくらべても）著しく大きな比重をもち苛酷なものであった。

従って、社会政策を、保護と抑圧の二面において捉えようとする孝橋理論においては、「社会政策」は最初からそのようなものとして捉えられねばならない。換言すれば、前掲の図式は成立ちえない。このことは、孝橋理論にとっては、およそ社会政策の「変容」ということば自体が、論理的矛盾であることを意味する。

このことは、同時にまた、社会政策の伝統的概念（労働者保護を意味するものとしての社会政策概念）そのものが、その当初から、労働者階級に対する抑圧——弾圧の真只中において形成されたものであるという意味において、「資本主義の発展とそ

れにともなう変化」にもかかわらず、こんにちなお、われわれは、この社会政策の伝統的概念にしたがって、労働者保護（価値取奪の抑制緩和）のみを社会政策として把握することが適当である、ということを示すものである。孝橋理論でいうところの「社会政策概念を創造的に意味づける」必要を、われわれはいささかも見出すことはできないのである。

(c) 第三の解釈

わたくしは、孝橋氏を誤解しているかもしれない。そこで、改めてもう一度、氏の意図を解釈しなおしてみることとする。

社会政策は、最初から保護と抑圧の二側面をもっており、これらの両側面は、資本主義の発展にともないそれぞれ量的に「変容」をとってきたのである——孝橋氏の意図をこのように解釈してみよう。

談歩——保護や抑圧——弾圧の具体的内容が時代の推移とともに変化することは極めて当然のことである。しかし、このような意味での「変容」にすぎないものであれば、なにもとり立て「変容」を強調する必要はなく、まして、それは「社会政策の概念を創造的に意味づける」理出とはならない。

いづれにせよ、孝橋理論でいうところの社会政策の「変容」は、労働者保護を内容とする社会政策の伝統的概念を變更——拡張せしめる要因とはなりえない。

II 社会保障

くり返し述べた如く、孝橋理論によれば、社会政策を二つの側面での「変容」において把えるならば、「労働組合に対する抑圧政策は、個別資本に対する抑圧政策（労働者保護——引用者）とともに労働者を賃銀労働者として再生産することをその本質にもつ社会政策の一環にはかならないし、このような解釈こそが、社会政策概念の伝統を現代に生かすものであり」（前掲論文二四頁）、このいわば『拡充された社会政策』が社会保障制度にほかならないことになる（前掲論文二五頁）*。

* 孝橋氏は、社会政策の変容を論ずるにあたり、社会保障を社会政策の変容の第一の側面（譲歩→労働者保護）の内容として捉えておられる。これは、孝橋氏が、無意識的に、社会保障を譲歩としてではなく譲歩として理解しておられるからであろう（第一の変容に関する前掲引用文を参照されたい）。しかるに、氏は意識的には、あくまでも社会政策（譲歩と抑圧）と社会保障とを同一視される。

ついでに云えば、社会政策の変容ということ論ずるとすれば、社会政策という形態での保護策が社会保障という形態でのそれに転化せざるをえなくなつた過程をこそ問題とすべきである。

孝橋氏は、これとは全く逆に、社会政策の変容を強調することにより——しかも、既述の如く、変容の内容は極めて曖昧である——、社会政策概念をとんでもない方向（→抑圧）

に拡張し、この「拡充された社会政策」を安易に社会保障と同置される。従つて、社会政策の変容を社会保障の出現と結びつけようとする科学的分析は、ここでは完全に放棄されている。かかる理論的欠陥のため、孝橋氏の社会保障論は、以下簡単に述べるように、矛盾と混乱に満ちたものとならざるをえない。

われわれは、社会政策を資本による価値収奪の抑制緩和とみるため、そこでは資本の直接的負担ということが重要な要因となる。そして、独占資本主義段階にいたり、資本が直接的負担を間接的負担（またはその他のもの）に転化しようとするところに、社会保障出現の一つの契機を見出すものである。

しかるに、社会政策を譲歩と抑圧との二面において捉える孝橋理論においては、その当然の帰結として、社会政策と「資本の直接的負担」とは完全に切り離されてしまうこととなる（前掲論文二四頁）。その結果、「独占資本主義の社会政策は、資本の直接的な負担を間接的な負担に転化するか、または労働者みずからの負担に転化する方法をえらんでいる……。総じて社会保障制度が登場する段階においては、このような傾向が、よくあらわれてゐる」（前掲論文二四頁）という事態の変化に對する正しい認識にもかかわらず、孝橋氏は、ここに自から述べておられる事実の重要性を完全に看過し、社会政策と社会保障との間に横たわっている質的相違に気付くことができず、

「社会保障は独占資本主義の社会政策そのものである」と断ぜられる（前掲論文二五頁——傍点引用者）。

これでは、社会保障は、讓歩と抑圧の二側面をもつ社会政策の独占段階における一姿態にすぎないこととなり、社会保障制度の確立・拡充を切望している国民大衆は、とまどつてしまふであらう。とまどつるのは国民大衆ばかりではない。社会保障を、かくも明確に讓歩と抑圧と規定される孝橋氏が、「社会保障制度の実態が『労働力保全における資本の負担から労働者階級自身への負担へ』と転化するものであることにはもはや議論の余地はないが、それは『社会政策の転落形態』なのではなく、社会政策の発展的変容」であるといわれるとき、わたくしは完全にとまどつてしまわざるをえない（前掲論文二六頁、『……』内は岸本氏のことば、——傍点引用者）。

「発展的変容」と称するためには、そこには質的向上が存在せねばならぬ。孝橋理論では何らの向上の要因も見うけられないのに、孝橋氏はなぜそれを「発展的変容」と呼ばれるのであるか。全く理解に苦しむ。

それはそれとして、孝橋理論によれば、彈圧の強化も社会保障の発展ということにならざるをえないが、孝橋氏はこのことを如何に説明されるつもりであらうか？

あとがき

わたくしは、最初、本稿において、諸々の誤れる社会政策論を簡単に批判したのち、社会保障論に重点を置いて理論を展開してゆくつもりであったが、孝橋氏の社会政策論が予想外に難解・複雑であったため、これに多くの紙数を費すことを余儀なくされた。社会保障論においては、本稿でも簡単に言及した「直接的負担」の問題、従つて社会政策と社会保障・社会扶助との関係を究明することが一つの課題として残されている。これらの問題は別稿において論ずる予定である。